

議 案 第 1 号

富士見市子ども家庭福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市子ども家庭福祉審議会条例（平成13年条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月21日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、富士見市子ども家庭福祉審議会条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市こども家庭福祉審議会条例の一部を改正する条例

富士見市こども家庭福祉審議会条例（平成13年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。